

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 7 月 11 日受付分)

NPO 法人
エンジェルファーマーズ

縦覧期間

令和 7 年 7 月 11 日 (金) から
令和 7 年 7 月 25 日 (金) まで

NPO 法人エンジェルファーマーズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人エンジェルファーマーズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宍粟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県を中心とした農業従事者が農業をできなくなった後、食糧供給が目まぐるしく減ることを想定し、その時に備えて、今のうちから若手の農業参入者を雇用育成するプラットフォームを作り、まだ産まれてきていない世代、ひいては今後数年以内に来るであろう食糧危機に備えて若手の農業参入者を確保又食料自給率を上げることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 農業を通じて地域の方々との交流を促進する事業
- (2) 農業従事者の育成を行う事業
- (3) 子どもたちに農業体験を行い農業の重要性を伝える事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の $\frac{3}{10}$ 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項

- (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法

により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なけ

ればならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に係る事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

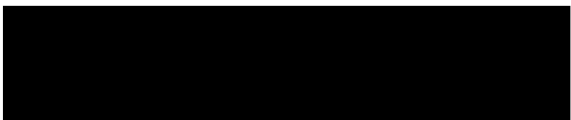
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	原田 康嗣
副理事長	山口 脩斗
副理事長	尾前 和彦
監事	中尾 圭太朗
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	
① 入会金	3,000 円	
② 年会費	12,000 円	
(2) 賛助会員	個人	団体
① 入会金	3,000 円	10,000 円
② 年会費	12,000 円	120,000 円
	36,000 円	
	60,000 円	

役員名簿

NPO 法人エンジェルファーマーズ

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	はらだ こうじ		無
	原田 康嗣		
副理事長	やまぐち しゅうと		無
	山口 脩斗		
副理事長	おまえ かずひこ		無
	尾前 和彦		
監事	なかお けいたろう		無
	中尾 圭太朗		

設立趣旨書

1 趣 旨

この度、NPO法人を設立するに至ったのは、長年海外で生活をしたことがきっかけで、今後の日本の食料自給率の低さが異常であることに気づき、早急に若手の農業参入者を確保することが必要不可欠であると思いそのプラットフォームを作ることを目的に設立することとなりました。

日本はかつて鎖国をしていましたので100%に近い食料自給率であったと想定できます。

それからわずか数百年で食料自給率は38%となっていました。

しかもこれはあくまでカロリーベースとなっており、その種は90%以上が海外から、現代日本では主流の慣行栽培で使われる農薬や化成肥料も輸入に頼っているのが現状です。

この異常事態に加えて、農業従事者の平均年齢は68歳を超えており29歳以下の農業従事者数は1%しかいません。その数わずか1万人程度であります。

この農業従事者が農業をできなくなった後、当然、食糧供給が目まぐるしく減ります。

その時に起こるのがお米や野菜の急激な値上がりです。

今だけを考えていては生きていけない時代が必ずやってきます。

その時に備えて、今のうちから皆々様でこの「エンジェルファーマーズ」という若手の農業参入者を雇用育成するプラットフォームを作り、まだ産まれてきていない世代の方達、ひいては今後数年以内に来るであろう食糧危機に備えてみなさまのお気持ちを結集した若手の農業参入者を確保するのが最適であると考えました。

法人化することにより、会費及び寄付金等の明確化を行い、日々の活動報告につきましてもSNS等を通じて報告しやすい環境が整うことが想定できるからです。

日本の消えゆく大地、そして増え続ける耕作放棄地化を抑制させることができ、日本各所で起きている深刻な過疎化を抑制するきっかけにもなることを含めて、この度の設立の趣旨とさせていただきます。

2 申請に至るまでの経過

2025年3月 NPO法人 エンジェルファーマーズ発足

正会員間での活動指針報告会

2025年5月 NPO法人 エンジェルファーマーズ設立総会 開催

2025年 5月 7日

NPO法人 エンジェルファーマーズ
設立代表者

氏名 原田 康嗣

初年度事業計画書

NPO 法人エンジェルファーマーズ

1. 基本方針

当法人は、日本の食料自給率低下と農業従事者の高齢化という深刻な社会課題に対し、若年層の農業参入を促進し、持続可能な農業の実現を目指します。

未来の世代に豊かな大地と安心できる食を継承するため、次の方針のもと事業を展開します。

1. 若手農業者の育成・支援

農業に意欲を持つ若者たちに対して、実践的な研修や支援を行い、独立就農及び雇用機会の創出を図ります。

2. 農業技術の伝承と革新

有機農業・持続可能な農業技術の普及を進めるとともに、時代に適した新しい農業手法も積極的に取り入れます。

3. 耕作放棄地の再生と地域活性化

放置された農地を活用し、地域資源の再生と地域コミュニティの活性化に寄与します。

4. 情報公開と透明性の確保

会員・支援者に対して活動内容や財務状況を積極的に開示し、信頼される法人運営を徹底します。

5. 広報活動の充実と社会啓発

SNS、イベント、出版物などを通じて、農業の重要性や食料自給の必要性について広く社会に訴え、理解促進を図ります。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者 及び予定人 数	収益見込 (千円)
(1) 農業を通じて地域の方々との交流を促進する事業	農業体験イベント（野菜・米の収穫体験・販売）・食育セミナー	年2回 8月、3月	兵庫県内 (社員の 農地)	西播磨地域 住民 500人/回	1,000千円 1,000円/人
(2) 農業従事者の育成を行う事業	米・野菜の農業体験（収穫から苗植、その他農機具、農業の基礎知識の習得）	年2回 8月、3月	兵庫県内 (社員の 農地)	農業に関心あ る若年層 (18～35) 兵庫県全域 50人/回	0千円

(3) 子どもたちに農業体験を行い農業の重要性を伝える事業	農業体験イベント（野菜・米の収穫体験とモニター、リーフレット使った基礎知識の習得、農機具の操作方法を伝える）	年2回 8月、3月	兵庫県内 （社員の農地）	西播磨地域 幼児・小中学生 200人/回	200 千円 500 円/人
-------------------------------	--	--------------	-----------------	----------------------------	-------------------

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：1名 スタッフ1名

次年度事業計画書

NPO 法人エンジェルファーマーズ

1. 基本方針

当法人は、日本の食料自給率低下と農業従事者の高齢化という深刻な社会課題に対し、若年層の農業参入を促進し、持続可能な農業の実現を目指します。

未来の世代に豊かな大地と安心できる食を継承するため、次の方針のもと事業を展開します。

1. 若手農業者の育成・支援

農業に意欲を持つ若者たちに対して、実践的な研修や支援を行い、独立就農及び雇用機会の創出を図ります。

2. 農業技術の伝承と革新

有機農業・持続可能な農業技術の普及を進めるとともに、時代に適した新しい農業手法も積極的に取り入れます。

3. 耕作放棄地の再生と地域活性化

放置された農地を活用し、地域資源の再生と地域コミュニティの活性化に寄与します。

4. 情報公開と透明性の確保

会員・支援者に対して活動内容や財務状況を積極的に開示し、信頼される法人運営を徹底します。

5. 広報活動の充実と社会啓発

SNS、イベント、出版物などを通じて、農業の重要性や食料自給の必要性について広く社会に訴え、理解促進を図ります。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者 及び予定人 数	収益見込 (千円)
(1) 農業を通じて地域の方々との交流を促進する事業	農業体験イベント（野菜・米の収穫体験と販売）・食育セミナー	年2回 8月、3月	兵庫県内 (社員の 農地)	兵庫県民 1000人/回	2,000千円 1,000円/人
(2) 農業従事者の育成を行う事業	米・野菜の農業体験（収穫から苗植、その他農機具、農業の基礎知識の習得	年2回 8月、3月	兵庫県内 (社員の 農地)	農業に関心あ る若年層 (18～35) 兵庫県全域 100人/回	0千円

(3) 子どもたちに農業体験を行い農業の重要性を伝える事業	農業体験イベント（野菜・米の収穫体験とモニター、リーフレット使った基礎知識の習得、農機具の操作方法を伝える）	年2回 8月、3月	兵庫県内 （社員の農地）	兵庫県民 幼児・小中学生 400人/回	400千円 500円/人
-------------------------------	--	--------------	-----------------	---------------------------	-----------------

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：1名 スタッフ3名

初年度活動予算書

成立の日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	165,000			
賛助会員受取会費	3,730,000			
		3,895,000		
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0			
		0		
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	0			
受取民間助成金	0			
		0		
4. 事業収益				
農業を通じて地域との方々との交流を促進する事業収益	1,000,000			
農業従事者の育成を行う 事業収益	0			
子どもたちに農業体験を行い農業の重要性を伝える事業収益	200,000	1,200,000		
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0			
		0		
経常収益計				5,095,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当	720,000			
法定福利費	72,000			
人件費計	792,000			
(2)その他経費				
講師謝金	0			
消耗品費	300,000			
印刷費	30,000			
通信費	30,000			
保険料	40,000			
会場費	0			
会議費	30,000			
.....	***			
その他経費計	430,000			
事業費計		1,222,000		
2. 管理費				
(1)人件費				
給与手当	720,000			
法定福利費	72,000			
人件費計	792,000			
(2)その他経費				
消耗品費	60,000			
印刷費	15,000			
通信費	30,000			
旅費交通費	120,000			
光熱水費	156,000			
保険料	30,000			
会議費	30,000			
租税公課	60,000			
その他経費計	501,000			
管理費計		1,293,000		
経常費用計				2,515,000
当期正味財産増減額				2,580,000
設立時正味財産額				100,000
次期繰越正味財産額				2,680,000

次年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	132,000			
賛助会員受取会費	17,050,000			
		17,182,000		
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0			
		0		
3. 受取助成金等				
受取地方公共団体助成金	0			
受取民間助成金	0			
		0		
4. 事業収益				
農業を通じて地域との方々との交流を促進する事業収益	2,000,000			
農業従事者の育成を行う 事業収益	0			
子どもたちに農業体験を行い農業の重要性を伝える事業収益	400,000	2,400,000		
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0			
		0		
経常収益計				19,582,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当	4,560,000			
法定福利費	456,000			
	5,016,000			
人件費計				
(2)その他経費				
講師謝金	0			
消耗品費	720,000			
印刷費	120,000			
通信費	30,000			
保険料	60,000			
会場費	0			
会議費	25,000			
	955,000			
その他経費計				
事業費計		5,971,000		
2. 管理費				
(1)人件費				
給与手当	720,000			
法定福利費	72,000			
	792,000			
人件費計				
(2)その他経費				
消耗品費	120,000			
印刷費	30,000			
通信費	60,000			
旅費交通費	480,000			
光熱水費	300,000			
保険料	120,000			
会議費	50,000			
租税公課	240,000			
	1,400,000			
その他経費計				
管理費計		2,192,000		
経常費用計				8,163,000
当期正味財産増減額				11,419,000
前期繰越正味財産額				2,680,000
次期繰越正味財産額				14,099,000